
平成30年5月(第2回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 平成30年5月24日(木) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (16名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	福田智浩
委員	12番	中西政治
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 3番 富永浩二 4番 白田利秋

6. 議 題 議案第4号 農地法第3条許可申請の件について
議案第5号 農地法第5条許可申請の件について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他 1 農業委員会慶弔及び活動等の支出に係る規程について
2 農地利用の意向アンケート調査について
3 農業委員会活動記録について

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 13名出席(上名主、上村、銭貫推進委員欠席)

11. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

第2回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願い致します。</p> <p>只今より、平成30年度肝付町農業委員会第2回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中16名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願い致します。</p>
議長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>それでは、議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番の富永委員と4番の白田委員をお願い致します。本日の議題は、議案第1号から議案第3号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3許可申請は4件であり、全て所有権移転で、贈与が2件、売買が2件となっています。</p> <p>贈与の2件は、田が2筆1, 249㎡、畑が3筆4, 231㎡で、売買の2件は、田が2筆で3, 469㎡、畑が1筆で403㎡であります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が、新富字〇〇 〇〇〇番外2筆で、畑が3筆4, 231㎡です。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外1筆で田が2筆1, 249㎡です。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆403㎡です。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇町の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番〇で、田が2筆3, 469㎡です。</p> <p>以上4件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。以上で説明を終わります。</p> <p>審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から3番まであります。お目直し下さい。</p> <p>それでは、1番から4番での件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>

	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは、異議なしということですので、議案第4号農地法第3条許可申請の件、1番から4番までは、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>2ページをお開きください。議案第5号 農地法第5条許可申請の件「5-30-3」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-3」について、ご説明致します。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番〇号の〇〇〇〇さんで、譲渡人が、肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町北方字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆330㎡となっています。転用目的が資材置場にしたいということで、転用事由は、譲受人は不動産業を営んでおり、隣地の土地建物を譲り受ける予定であり、その建物の改装工事や、当地周辺の新築建物等の資材置場として利用したいということで申請が出ています。</p> <p>農地の区分は、第2種農地のその他の農地に該当します。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇を過ぎますと下り坂になりますが、坂を下りきったところに〇〇振興会がありますけれども、下りきってからカーブにかかるところの県道から右折しまして150mほど中に入ったところが申請地になっております。配置図につきましては、右にありますとおりに、申請地をこのような形で建築資材、解体後の資材、作業場として利用するというので、表面水の排水につきましては、右側の道路に付いている側溝に流すということで申請が出ております。北側にある〇〇〇番の〇につきましても〇〇さんの宅地になっておりまして、家屋が立っておりますが、ここを〇〇さんが〇〇で不動産業を営んでおりますけれども、内之浦地区に住みたいというような希望や相談が多いということで、そういったものに対応するために、ここを一旦改装して営業の拠点として使用し、当分は事務所のような形で使用するというので、改装とか、そういうものにつきまして、資材等の置き場がないということで、この隣地と一緒に購入すると同時に使用したいということで申請が出ております。</p> <p>以上よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-3」について、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願い致します。 はい、中西委員。</p>
中西委員	<p>12番の中西です。議案第5号「5-30-3」について、現地調査の報告をします。5月の18日に、受人の〇〇〇〇さん、この人は〇〇市の方で不動産業を営んでおりますけれどもその代表者であります。その方と、それから行政書士の〇〇さん、それから福園委員と中西、事務局とで現地調査を行いました。今事務局の方からありましたとおり、現地は〇〇から5分程度下がりまして、内之浦地区の玄関口と言われております〇〇振興会に位置しております。譲渡人の〇〇〇〇さんは88歳で施設の〇〇に入所されております。今回、妹の方が〇〇市に在住でございますけれども、不動産業の〇〇さんと知人関係ということもありまして、そういったことでここを処分したいということでありました。〇〇さんへ譲渡したいということで、依頼がされたところでございますが、なお、当該農地の隣接地に譲渡人の宅地、建物がありますが、これも譲渡をされる予定でございます。現在大隅半島の各地に家を建てたいという相談が10件程度来ているそうでございまして、この古い建物を改装し、内之浦の拠点事務所にしたいということも考えていらっしゃいます。隣接地の農地を資材置場とし</p>

永野委員	<p>ついては、道路に側溝がついておりますが先ほどありましたように勾配がなかなか取れない状況でありまして、盛土をして嵩上げしないと勾配がとれないということでありましたけれども、それにつきましてはそこで言いました。そのようなことでありましたが、特に問題は無いかと思われましたが、皆様のご審議をよろしくお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-4」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>次に4ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について議題と致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」につきまして説明いたします。</p> <p>1番の所有権移転ですが、内之浦地区はございませんでした。</p> <p>高山地区が、田が4件の11筆で5,809㎡、畑が3件の4筆で5,840㎡、計7件の15筆で、11,469㎡です。詳細は5ページをご覧ください。この件につきましては、1月と4月の総会で農地のあっせん申し出があった分で、認定農業者への売買のあっせんが成立した分であります。</p> <p>2番の利用権設定ですが、内之浦地区は新規が、田が5件の6筆で6,793㎡、畑はありません。再設定は、田が11件の18筆で18,264㎡、畑が1件の1筆で2,449㎡です。高山地区は新規設定が、田が18件の52筆で51,618㎡、畑が7件の11筆で18,312㎡、再設定が、田が18件の36筆で25,915㎡、畑が2件の2筆で3,231㎡、肝付町の合計が、田が52件の112筆で102,590㎡、畑が10件の17筆で23,992㎡、田、畑合わせて合計で、62件の129筆で126,582㎡であります。詳細につきましては、内之浦地区が6ページ、高山地区が7ページから9ページに掲載してありますのでお目通しください。以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>はい、所有権移転が6件、利用権設定の内之浦地区が15件、高山地区が44件あります。まずは、お目通しのほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい、それでは、まず、1番の所有権移転の件について審議しますが、3番と4番に丸山推進委員の案件がありますので、退席をお願いします。 【内倉推進委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、所有権移転の3番と4番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、所有権移転の3番と4番の件については、許可することに決定しました。（丸山推進委員～入室・着席）</p>
議 長	<p>つづきまして、所有権移転の3番、4番を除くその他の4件について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>異議なしということですので、所有権移転の3番、4番を除くその他の4件については、許可することに決定しました。</p> <p>引き続き利用権設定についてお目通しください。</p> <p>それでは、先ずは内之浦地区の15件の利用権設定の件から審議します。</p> <p>8番、10番に美坂推進委員の案件がありますので、退席をお願いします。</p> <p>【美坂推進委員退席】</p> <p>異議、意見等ありませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、内之浦地区の8番と10番の案件については、許可することに決定しました。（美坂推進委員～入室・着席）</p> <p>つづきまして、8番と10番を除くその他の13件について審議します。</p> <p>異議、意見等ありませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしと言う事ですので、内之浦地区の8番、10番を除くその他の13件については、提案どおりすべて許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の利用権設定の件について審議します。44件ありますので、お目通しください。</p> <p>それでは、審議しますが、高山地区の申請案件に委員の関係する案件が数件ありますので、最初に審議します。まずは、高山地区の30番と31番に、私の関係する新規の案件があります。私は退席致しますので、この件の議長を福園副会長に代わりませす。【鶴岡会長退席】議長交代</p>
議 長 (副会長)	<p>それでは議長を交代し、高山地区の30番と31番の新規の案件を審議します。</p> <p>この利用権設定の件について、異議、意見等ありませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長 (副会長)	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の30番、31番の利用権設定については、提案どおり許可することに決定しました。ここで議長を再び会長に交代致します。（鶴岡会長～入室・着席）</p>
議 長	<p>福園副会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長を交代し議事を進行いたします。高山地区の3番、4番、5番に福田委員の関係する新規の案件があります。議事参与の制限に当たりますので、福田委員の退席を求めます。【福田委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、高山地区の利用権設定の3番、4番、5番の件について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の3番、4番、5番の利用権設定については、提案どおり許可することに決定しました。（福田委員～入室・着席）</p>
議 長	<p>つづきまして、38番に大坪推進委員の関係する新規の案件があります。大坪推進委員の退席を求めます。【大坪推進委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、利用権設定の38番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】

議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の38番の利用権設定については、提案どおり許可することに決定しました。（大坪推進委員～入室・着席）</p> <p>引き続きお目通しください。</p> <p>それでは、高山地区の3番、4番、5番、30番、31番、38番を除くその他の高山地区の案件について、一括し審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の3番、4番、5番、30番、31番、38番を除くその他の利用権設定案件の38件については、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、報告協議に入ります。10ページをお開きください。</p> <p>「農地利用集積事業計画の解約について」8件あります。解約理由はそれぞれ、借手の都合、貸手の都合、所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものであります。お目通しをお願いします。意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。</p>
議 長	<p>11ページをお開きください。 あっせん申し出が3件、出されております。あっせん委員を選任したいと思います。まず、「あ-30-6」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-6」について説明いたします。</p> <p>申出人 肝付町前田〇〇〇番〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町岸良字〇〇 〇〇〇番〇 外2筆</p> <p>地目・面積は 畑 3筆計 2,778㎡</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格は相談となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇から〇〇振興会の方へ道なりに1.3キロほど行った所になります。詳細な場所につきましては、事務局でご確認頂ければと思います。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>「あ-30-6」のあっせんにつきましては、藤井委員にお願いされたみたいですので、内容で補足があればお願いします。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。この件について補足をさせて戴きます。この畑のあっせんについては希望価格が要相談となっておりますが、申出地が果樹園(ポンカン、タンカン)ということでありまして、果樹園については、1年間管理をしないでした場合、雑草等が繁茂し樹木にも病気が発生するため、あと2～3年管理を続ける間に、引き受けてもらえる方を探してほしいということで申し出されたということで、要相談ということにされたということです。以上、補足させていただきます。</p>
藤井委員	
議 長	<p>はい、只今内容について補足いただきましたが、管理を続けられる2～3年の内に見つけてほしいということのようです。あっせん委員として吉永委員と冷水委員にお願いします。</p> <p>それでは、つづきまして、「あ-30-7」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あー30-7」について説明いたします。</p> <p>申出人 肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇 外2筆</p> <p>地目・面積は 田 3筆計4,926㎡</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の南側の圃場整備済み地区内に字〇〇の田がありまして、ここから東へ250mの所を左折し500mほどの所に字〇〇の田と、なっております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>「あー30-2」のあっせん委員について、富永委員と白田委員にお願いします。</p> <p>それでは、次に12ページをお開きください。「あー30-8」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あー30-8」について説明いたします。</p> <p>申出人 肝付町後田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字〇〇 〇〇〇番</p> <p>地目・面積は 田 1,028㎡</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格は周辺相場となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇の葬祭場から北へ150mほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「あー30-8」のあっせん委員を、永野委員と福田委員にお願いします。</p> <p>以上、今月のあっせん申出の3件について、あっせん委員の方はよろしく願いします。</p> <p>それでは、つづきまして13ページを開けてください。「農地移動適正化あっせん申し出に係る整理について」を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>あっせん申し出の未成立分の積み残し等ではありますが、13ページから15ページまで、譲渡、貸付、借受け、譲受希望の未成立分が載せてあります。色を付けてあるところが、今月申し出があり、本日あっせん委員を決めて頂いたものです。また、成立したものは随時外しておりますが、各担当委員で気づかれた点がありましたらお知らせください。あっせんが成立するようよろしく願いします。以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>この件に関しまして何かありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議長	<p>それでは、報告・協議まで終了しましたので、つづきまして、その他に入ります。事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>3件ほどあります。</p> <p>農業委員会慶弔及び活動等に係る規程の制定関係について</p> <p>総点検活動の農地利用の意向に関するアンケート調査関係について</p> <p>農業委員会活動記録報告書関係について</p> <p>…資料によりそれぞれ説明し、ご理解頂く…</p>

議 長	はい、それでは説明のとおりよろしく申し上げます。 その他で、他に何かありませんか。
	「なしという声あり」
議 長	それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、6月25日(月)午前10時の 予定でありますのでよろしくお願いいたします。 それでは、5月の定例総会を以上で終了いたします。

<午前11時25時分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成30年4月24日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 富永 浩二

委 員 白田 利秋